

# 令和4年度自動販売機設置に係る市有財産貸付一般競争入札実施要領

那須塩原市（以下「市」という。）が行う「自動販売機設置に係る市有財産の貸付」の一般競争入札を次のとおり実施します。

一般競争入札は、広く入札参加者を募り、あらかじめ公表している最低入札価格（予定価格）以上で最高の価格をもって入札した者を売買契約の相手方とするものです。

入札に参加される方は、記載事項を承知した上で、申込みを行ってください。

なお、前設置者の都合により契約途中で契約解除となった物件の後継設置者を選定する入札について、前設置者は参加できませんので、御注意ください。

## 第1 スケジュール

### (1) 入札の案内

市ホームページによる周知及び実施要領配布

開催日及び配布日 令和5年2月6日（月）



### (2) 入札参加申込

受付期間 令和5年2月6日（月）～令和5年2月22日（水）

午後5時15分（必着）



### (3) 質疑受付

受付期間 令和5年2月6日（月）～令和5年2月15日（水）

午後5時15分（必着）

回答予定日 令和5年2月20日（月）



### (4) 入札及び開札

入札期間 令和5年2月27日（月）～令和5年3月8日（水）

午後5時15分（必着）

開札日 令和5年3月10日（金）午前10時00分～



### (5) 契約の締結及び契約保証金の支払い



### (6) 貸付開始

令和5年4月1日（土）～令和8年3月31日（火）

## 第2 貸付物件の表示

物件番号	施設名	貸付場所	貸付面積	貸付期間	最低入札価格 【貸付料(期間総額)】	備考
1	那須塩原市役所本庁舎	1階①	1.13㎡	3年	558,000円	
2	那須塩原市役所本庁舎	1階②	0.90㎡	3年	231,000円	
3	那須塩原市役所本庁舎	1階③	0.73㎡	3年	178,000円	
4	那須塩原市役所本庁舎	1階④	1.07㎡	3年	296,000円	
5	那須塩原市役所本庁舎	2階①	1.12㎡	3年	258,000円	
6	那須塩原クリーンセンター	管理棟屋外①	1.50㎡	3年	79,000円	A
7	那須塩原クリーンセンター	管理棟屋外②	1.50㎡	3年	50,000円	A
8	那須塩原クリーンセンター	熱回収施設棟屋外①	1.50㎡	3年	42,000円	B
9	那須塩原クリーンセンター	熱回収施設棟屋外②	1.50㎡	3年	132,000円	B
10	鳥野目河川公園	シャワー棟付近屋外①	1.50㎡	3年	61,000円	C
11	鳥野目河川公園	シャワー棟付近屋外②	1.50㎡	3年	46,000円	C
12	塩原温泉家族旅行村 (箱の森プレイパーク)	管理棟①	1.50㎡	3年	21,000円	
13	塩原温泉家族旅行村 (箱の森プレイパーク)	遊湯センター①	0.96㎡	3年	36,000円	
14	塩原温泉家族旅行村 (箱の森プレイパーク)	自遊館①	1.50㎡	3年	14,000円	
15	厚崎公民館	1階①	0.99㎡	3年	22,000円	
16	とようら公民館	風除室①	0.96㎡	3年	23,000円	
17	東那須野公民館	1階ロビー①	0.84㎡	3年	13,000円	
18	黒磯文化会館	ロビー①	0.80㎡	2年 9か月	27,000円	D
19	黒磯文化会館	ロビー②	0.64㎡	2年 9か月	21,000円	D
20	黒磯文化会館	ロビー③	0.98㎡	2年 9か月	22,000円	D

- (1) 物件番号ごとの自動販売機の設置台数は、全て1台とします。
- (2) 施設の概要及び詳細な設置場所等については、物件個別明細書を参照してください。
- (3) 自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのための扉開閉等により、通行等に支障をきたす場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。  
なお、現地説明会は、開催いたしません。
- (4) 貸付場所を確認する場合は、物件個別明細書記載の担当部署連絡先に御連絡ください。

### 第3 貸付期間等

#### (1) 貸付期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年）

※ 物件番号18、19及び20においては、令和5年7月1日から令和8年3月31日まで（2年9か月）

※ 次期更新については、改めて入札により行う予定です。なお、本庁舎においては新庁舎建設の状況により、期間の延長を協議させていただく場合があります。

#### (2) 貸付契約の内容

本要領による賃貸借契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けにより行います。

### 第4 設置する自動販売機の規格、条件等

#### (1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ：物件個別明細書に記載されている外形寸法を超えないものとする。

② デザイン：周辺環境に配慮したユニバーサルデザイン仕様とすること。

#### (2) 環境対策

① 省エネルギー：「ヒートポンプ・真空断熱材採用」、「LED照明の使用」、「照明の自動点滅・減光」、「ピークカット機能」、「学習省エネ機能」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

② 使用冷媒：ノンフロンや低GWP等を冷媒とし、環境負荷を軽減した機種とすること。

#### (3) 安全対策

① 転倒防止：「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付基準」（清涼飲料自販機協議会指定基準）を遵守し、転倒防止措置を施すこと。

② 食品衛生：「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法（昭和22年法律第233号））、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理を万全に行うこととし、各種営業許可（飲食店営業許可、喫茶店営業許可、乳類販売業営業許可等）が必要な自動販売機を設置する場合は、あらかじめ栃木県知事の営業許可を受けること。

- ③ 防犯 : 「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守し、犯罪の防止を万全に行うものとし、また、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変を適宜行い、偽造硬貨及び偽造紙幣の使用の防止を万全に行うこと。

(4) 管理運営上の条件

- ① 設置事業者において、商品の補充及び変更、賞味期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充、自動販売機内部及び外部並びに設置場所周辺の清掃等を行うこと。
- ② 自動販売機の設置に伴う転倒等の事故については、本市の責めに帰することが明らかな場合を除き、設置事業者において補償等を行うこと。
- ③ 自動販売機の汚損、毀損、盗難等の事故が発生した場合は、本市の責めに帰することが明らかな場合を除き、設置事業者において速やかに復旧すること。この場合の復旧に要する経費については、設置事業者が負うこと。
- ④ 自動販売機の故障時や利用者からの問合せ、苦情等があった場合は、設置事業者の責任において迅速に対応すること。また、その場合の連絡先を自動販売機本体前面に明示すること。併せて、返金カード等を設けること。
- ⑤ 販売商品に応じた回収箱を設置し、空き缶等が散乱することのないよう設置事業者の責任で適切に回収、処分すること。なお、回収箱の分別や設置数及び空き缶等の回収に当たっては、施設管理者の指示に従うこと。
- ⑥ 駐車位置、販売品の納入、廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- ⑦ その他物件個別明細書を参照のこと。

(5) 販売商品

- ① 販売品目：酒類の販売は行わないこと。
- ② 販売価格：標準小売価格以下とすること。

(6) 貸付料(契約貸付料)

- ① 屋内に設置する施設は、原則として消費税がかかるため、「落札金額×1.10」、屋外に設置する施設は、土地の賃料となり消費税はかからないため、「落札金額」とする。
- ② 貸付料の納入年度に応じた額を、年度ごとに本市が発行する納入通知書により、指定期日までに納入すること。

(7) 電気料等

- ① 設置事業者が自ら設置した子メーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る)により、自動販売機に係る電気量を計測すること(子メーターが設置できない物件については、使用量を認定し計測に代えることとする)。

- ② ①により計測した使用量と各施設の電気料単価を基礎として、使用電気料金を算出する。
  - ③ カップ販売式の自動販売機の場合は、年間売上杯数と施設の水道料単価を基礎として、水道料金を算出する。
  - ④ 算出された電気料金及び水道料金を市（又は指定管理者）が発行する納入通知書により、指定期日までに納入すること。
- (8) 費用負担  
自動販売機の設置及び撤去費用、設置に係る工事費用、子メーター設置及び撤去費用並びに維持管理費用は、設置事業者が負担する。
- (9) 転貸等の禁止  
設置事業者は、貸付物件を第三者に転貸してはならない。また、自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡してはならない。
- (10) 貸付物件の返還  
貸付期間の満了又は契約解除の場合は、市が指定する期日までに、設置事業者の費用をもって原状回復し、返還することとする。なお、原状回復に際し、設置事業者は、一切の補償を市に請求することはできない。

## 第5 申込資格要件

次の要件を全て満たす個人又は法人に限り、この募集に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 個人にあつては那須塩原市内に住所を有すること。法人にあつては栃木県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (3) 自らが自動販売機を設置し、管理運営する資力及び能力を有する者であること。また、自らが自動販売機を設置し、管理運営する実績を3年以上有していること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那須塩原市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者と認められないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 国税及び市税に未納のないこと。
- (7) その他本要領の定める条件及び関係法令を遵守すること。

## 第6 入札参加申込み

入札に参加する場合は、次のとおり申込みを行ってください。

### (1) 受付期間

令和5年2月6日（月）から令和5年2月22日（水）

午後5時15分まで（必着）

### (2) 受付方法

郵送（書留又は簡易書留）又は受付場所まで直接持参してください。

※ 持参する場合は、受付期限までの土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

### (3) 受付場所（申込書送付先）

325-8501 那須塩原市共墾社108番地2

那須塩原市役所本庁舎3階 那須塩原市総務部財政課管財係

### (4) 提出書類

	提出書類	個人	法人
①	入札参加申込書（様式第1号及び様式第1号別紙）	○	○
②	誓約書（様式第2号）	○	○
③	印鑑登録証明書（法人の場合は、印鑑証明書）	○	○
④	身分証明書の写し（免許証、保険証等）	○	
⑤	法人登記簿（履歴事項全部証明書又は現在事項証明書）		○
⑥	那須塩原市の納税証明書（市税の未納の税額がないことの証明） ※那須塩原市に納税義務のある個人又は法人のみ	○	○
⑦	国税の納税証明書（所得税、消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明）	○	○
⑧	設置する自動販売機のカタログ（物件ごとに実際に設置する自動販売機が特定できるよう明記してください。）	○	○
⑨	委任状（代理人（営業所、支店等）により入札及び契約をしようとする場合のみ）（様式第4号）		○

※ ③④⑤⑥⑦の書類については、発行後3か月以内のものに限ります。

※ 複数の物件に申込みをする場合は、①から⑦までの書類は、1通のみ提出してください。

※ ⑨は、物件番号ごとに提出が必要です。

※ 提出書類は、いかなる理由にかかわらず一切返却できません。

(5) 申込みに当たっての留意事項

- ① 申込受付を完了し、入札参加資格の適合を確認した後に、入札参加者証を郵送します。入札参加者証は、入札時に必要となりますので大切に保管してください。
- ② 入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担となります。
- ③ 申込者自身で本要領、現地及び諸規制を確認し、これらを全て承知の上、申込みを行ってください。

第7 質疑回答

(1) 質疑受付期間

令和5年2月6日（月）から令和5年2月15日（水）

午後5時15分まで（必着）

(2) 受付方法

事前に電話連絡の上、E-mailにて送信してください。

電話：0287-62-7117

送信先：[zaisei@city.nasushiobara.lg.jp](mailto:zaisei@city.nasushiobara.lg.jp)

(3) 提出書類

質疑書（様式第5号）

(4) 回答

回答予定日前後を目安に回答書（様式第6号）により、入札参加申込者全員にE-mailで回答します。

第8 入札及び開札

(1) 入札書受付期間

- ① 令和5年2月27日（月）～令和5年3月8日（水）

午後5時15分まで（必着）

(2) 受付方法

第6-(2)受付方法に同じ

(3) 受付場所

第6-(3)受付場所（申込書送付先）に同じ

(4) 開札日時及び場所

令和5年3月10日（金）午前10時00分～

那須塩原市共墾社108番地2 那須塩原市役所本庁舎3階302会議室

(5) 入札書類

- ① 入札参加者証

- ② 入札書（様式第7号）

→所定の封筒に封かんされているもの

(6) 入札保証金

免除

(7) 入札

- ① 入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者職氏名）を記載、押印してください。
- ② 入札金額の記入は、黒のボールペンで算用数字を用い、金額の頭に「金」を記入してください。
- ③ 入札書の金額は、**貸付期間の総額（消費税及び地方消費税相当額（合計10%相当額）を含まない金額）**を記載してください。
- ④ 代理人（営業所、支店等）が入札するときは、入札書に委任状に記入したものと同一代理人の住所及び氏名を記入の上、同じ印を押印してください。
- ⑤ 一旦提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者が入札したとき
- ② 期限を過ぎて入札書を提出したとき
- ③ 同一人が2通以上の入札をしたとき
- ④ 入札書の金額を訂正した場合において、訂正印（入札書氏名欄に押印した印と同一のもの）の押印がないとき
- ⑤ 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき
- ⑥ 入札書に記名及び押印がないとき
- ⑦ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき
- ⑧ 市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき
- ⑨ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき

(9) 開札

- ① 開札は、本要領に掲げる開札の日時及び場所において、当該入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行います。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、入札参加者及び代理人の立会いは認めません。
- ② 開札の結果について、異議を申し立てることはできません。

(10) 落札者

- ① 落札者は、最低入札価格以上の価格のうち、最高価格を入札した者とし  
ます。



- ② 落札者となる同価の入札参加者が2者以上ある場合は、後日、当該入札者の全員が来庁の上、くじを引いて決定することとします。

(11) 落札制限が付された物件

次表の各組合せの物件については、設置事業者1者につき1物件のみとして落札者を決定します。先に入札を行った物件の落札者となった者は、他の物件の入札に参加できなくなりますので御注意ください。ただし、各組合せの中で入札に参加する者がいない場合において、先に行った入札の落札者が入札を希望するときは、改めて参加することができるものとします。

A	物件番号6と7
B	物件番号8と9
C	物件番号10と11
D	物件番号18と19と20

(12) 開札結果の通知及び公開

開札の結果については、入札参加申込書に記載された電話番号に電話連絡の上、後日、落札決定通知書を送付し、お知らせします。また、各入札参加者の入札金額、落札者等をホームページで公表します。

(13) 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められる場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

## 第9 契約

(1) 契約締結

- ① 契約書は、市有財産賃貸借契約書（様式第8号）のとおりとします。
- ② 那須塩原市財務規則（平成17年規則第50号）に規定されている市有財産の貸付けに係る許可申請書の提出は、省略するものとします。
- ③ 落札者は、落札決定後7日以内に契約を締結してください。なお、代理人により契約を締結する場合は、委任状と委任状に押印された代理人の印が必要です。
- ④ 落札者が契約を締結しない場合（契約書が提出されない場合を含む）は、当該落札は効力を失います。
- ⑤ 上記④により当該落札の効力を失った落札者は、契約締結の期日から2年間は、那須塩原市が行う自動販売機設置事業者の募集に関する入札に参加できないものとします。

⑥ 上記④により落札が無効となった物件については、有効な入札を行ったもののうち、次点のものを落札者とします。

(2) 契約の確定

契約は、市が落札者とともに市有財産賃貸借契約書に記名押印したときに確定します。

(3) 契約保証金

① 落札者は、賃貸借契約確定と同時に契約金額（契約貸付料）の100分の10以上（円未満切上げ）の契約保証金を市が発行する納入通知書兼領収書により、現金にて納付してください。

② 契約保証金は、本件契約が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、落札者の請求に基づき、利息を付さずに返還します。

③ 落札者が、本要領上の条件及び契約上の義務を履行しないときは、契約を解除します。この場合、納入された契約保証金は那須塩原市に帰属します。また、市の責めに帰さない場合で、落札者からの申出により契約を解除した場合についても、納入された契約保証金は那須塩原市に帰属します。

(4) 違約金

第5申込資格要件について、違反したときは契約代金の100分の10を違約金として請求します。なお、違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとします。

(5) 契約費用及び公租公課

① 契約書に添付する収入印紙の費用は、落札者の負担となります。

② 落札者を義務者として課される公租公課は、落札者の負担となります。

③ その他契約に要する費用は、落札者の負担となります。

## 第10 その他

本要領に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、那須塩原市財務規則（平成17年規則第50号）などその他関係法令等の定めるところによります。

第 1 1 問合せ先

那須塩原市総務部財政課管財係

郵便番号：3 2 5 - 8 5 0 1

住所：栃木県那須塩原市共墾社 1 0 8 番地 2

電話番号：0 2 8 7 - 6 2 - 7 1 1 7

FAX番号：0 2 8 7 - 6 2 - 7 2 2 0

E - mail：[zaisei@city.nasushiobara.lg.jp](mailto:zaisei@city.nasushiobara.lg.jp)

担当：花岡、白井